

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年5月30日

奈良県公安委員会

委員長 菊池 攻

奈良県公安委員会規則第6号

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（昭和62年9月奈良県公安委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。